

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 2年 5月 12日

京都府 中丹東保健所長 様



提出者 〒623-8588
住 所 京都府綾部市味方町1番地
京セラ株式会社 京都綾部工場
氏 名 工場長 谷津 由尚
電話番号 0773-42-6070
(担当部署) 環境安全部 環境安全課

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	京セラ株式会社 京都綾部工場
事業場の所在地	〒623-8588 京都府綾部市味方町1番地
計画期間	令和 2年 4月 1日 ~ 令和 3年 3月 31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	2799 電気機械器具製造業
②事業の規模	2019年度 総生産：18,446（百万円）
③従業員数	737人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和 元年度）実績】 別紙3のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
排出量		t	t
② 計画	(これまでに実施した取組)		
	【目標】別紙3のとおり		
② 計画	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
別紙3のとおり			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙3のとおり
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙3のとおり

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和 元年度）実績】 該当なし		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
② 計画	【目標】 該当なし		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 元年度）実績】 該当なし		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
③ 計画	(これまでに実施した取組) 該当なし		
	【目標】 該当なし		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
③ 計画	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和 元年度）実績】 該当なし		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行つた 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
② 計画	【目標】 該当なし		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行つた 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和 元年度）実績】 別紙4のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) 別紙4のとおり			

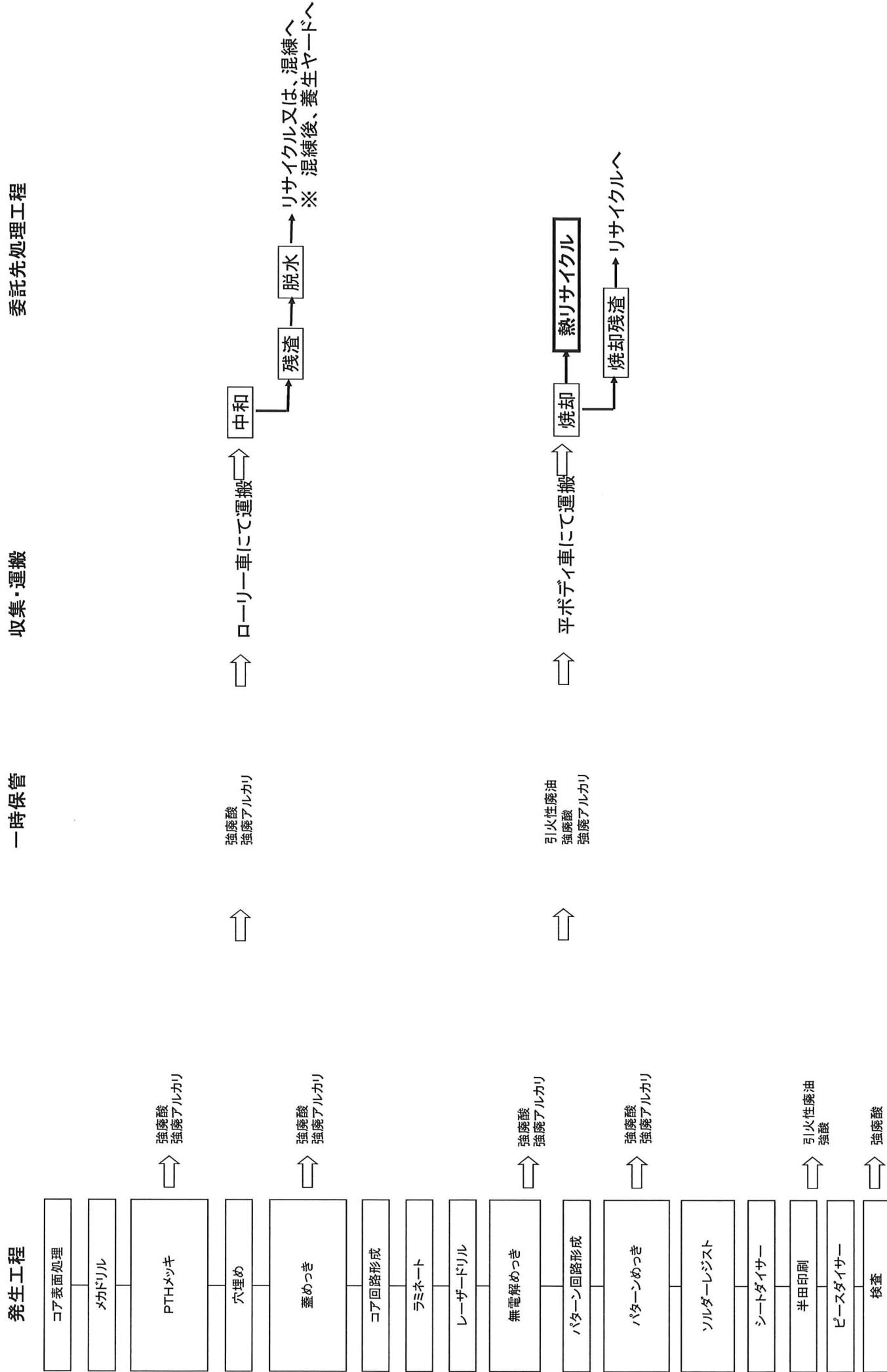
② 計画	【目標】 別紙4のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
電子情報処理組織の使用 に関する事項	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	別紙4のとおり		
※事務処理欄	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	3112.3 t	
	(今後実施する予定の取組等)		

備考

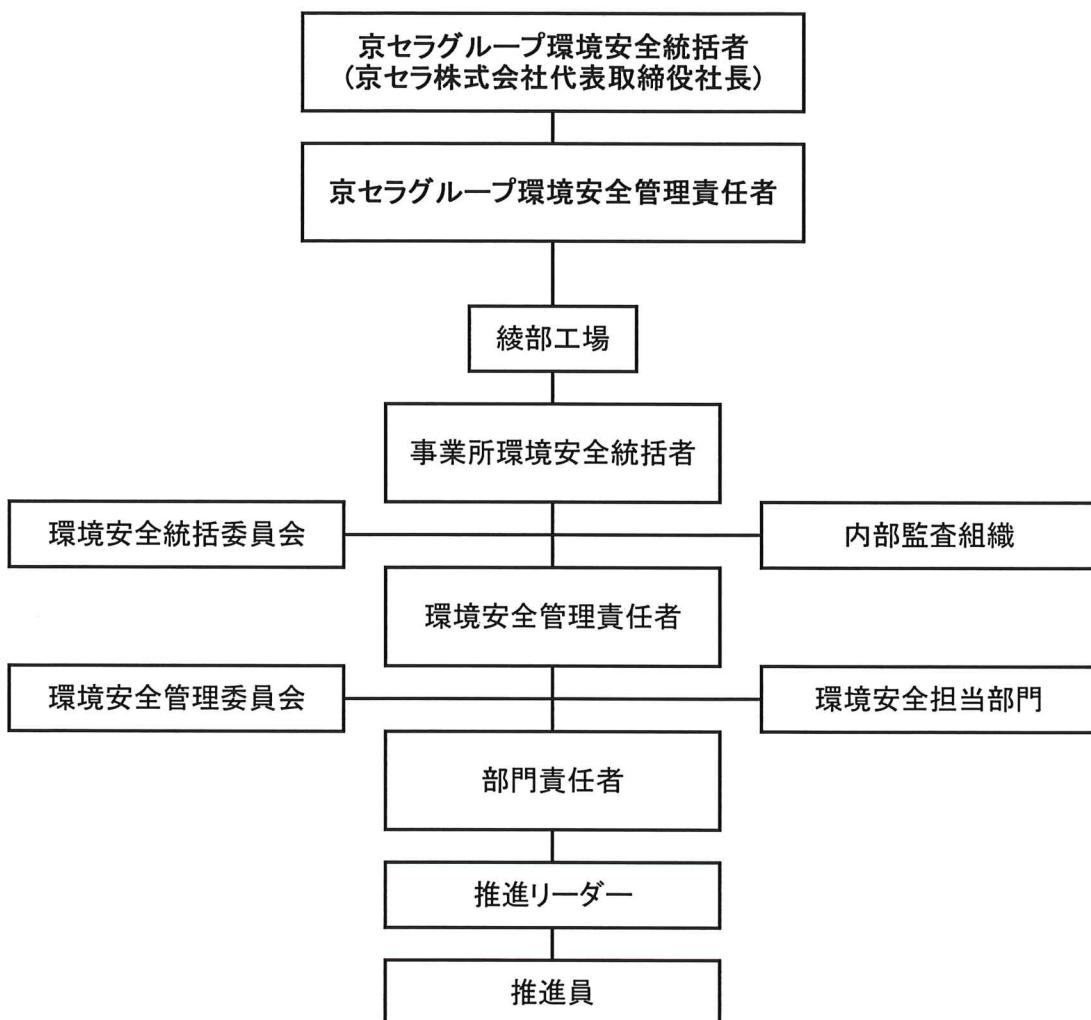
- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

(別紙1) 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程

(公用)



(別紙2)
京セラ株式会社 京都綾部工場 環境安全管理体制組織図



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		pH2.0以下の廃酸	pH12.5以上の廃アルカリ	燃えやすい廃油	
特別管理産業廃棄物の種類		現状	計画	現状	計画
排出量(t)	2855.698	2452.253	255.752	219.620	0.850
総生産金額(百万円)	18446.0	16000.0	18446.0	16000.0	16000.0
原単位(t/百万円) 【目標】2019年度の排出重量原単位を基準として、2020年度には1%の削減を行う。	0.1548	0.1533	0.0139	0.0137	0.000046
これまでに実施した取組	① 製品歩留まり向上による発生量の抑制 ② 薬液交換頻度の見直しによる発生量の抑制 ③ 社内処理の検討(廃液の減容処理による有価物化) ④ 希薄洗浄水の分離				
今後実施する予定の取組	① 製品歩留まり向上による発生量の抑制(継続) ② 薬液交換頻度の見直しによる発生量の抑制(継続) ③ 社内処理の検討(廃液の減容処理による有価物化)(継続) ④ 製造工程見直しによる発生量の抑制(継続) ⑤ 代替薬品検討による発生量低減(継続)				

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項		pH2.0以下の廃酸	pH12.5以上の廃アルカリ	燃えやすい廃油	
特別管理産業廃棄物の種類		SLE塩液 SPA廃液 強酸(キヤリスト廃液) 強酸(スタナテック) 強酸(チオ尿素) 強塩酸(メタックス)	SLE塩液 強アルカリ(アミン廃液) SLS廃液 強アルカリ(ハームレス5500)	引火性廃油(HA-1040) 引火性廃油(オニックスSF)	
分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組					
今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組		上記分別項目の継続と 新規化学物質使用時の 分別管理徹底	上記分別項目の継続と 新規化学物質使用時の 分別管理徹底	上記分別項目の継続と 新規化学物質使用時の 分別管理徹底	

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

特別管理産業廃棄物の種類	pH2.0以下の廃酸		pH12.5以上の廃アルカリ		燃えやすい廃油	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画
全処理委託量(t)	2855.698	2452.253	255.752	219.620	0.850	0.730
優良認定処理業者への処理委託量(t)	2855.698	2452.253	255.752	219.620	0.850	0.730
再生利用業者への処理委託量(t)	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
認定熱回収業者への処理委託量(t)	2.360	2.027	20.016	17.188	0.850	0.730
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量(t)	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
これまでに実施した取組	① マテリアルリサイクル可能な委託先の開拓 ② 廃液の有価売却先の情報収集					
今後実施する予定の取組	① マテリアルリサイクル可能な委託先の開拓(継続) ② 廃液の有価売却先の情報収集(継続) ③ 認定熱回収業者、優良認定処理業者への処理委託推進(継続)					
	① マテリアルリサイクル可能な委託先の開拓(継続) ② 廃液の有価売却先の情報収集(継続) ③ 認定熱回収業者、優良認定処理業者への処理委託推進(継続)					